

ツール・ド・九州2026佐賀県開催に係る機運醸成業務委託 仕様書

1 業務目的

国際自転車ロードレース「マイナビ ツール・ド・九州2026」の佐賀県開催に向け、県民への認知向上及び観戦促進を図るとともに、交通規制その他大会開催に関する情報を分かりやすく発信し、大会当日の円滑な観戦及び地域の理解・協力につなげる。

併せて、唐津エリアの景観・文化資源や唐津における佐賀県の施策（ルート・グランブルー、PLAPLA、パラセーリング、ビーチイベント GrandBlue2026、名護屋城大茶会等）との連動を意識し、ツール・ド・九州を契機として唐津エリアへの関心を高め、大会後の観光誘客につなげることを目的とする。

なお、本業務は大会当日までの機運醸成及び広報を対象とするものであり、大会当日のスタート地点における観戦会場設営、コース沿線の観戦ポイントでの大型ビジョン設置、観客輸送・駐車場運営、警備、救護、飲食出店管理等については、本仕様書の対象外とする。ただし、本業務により制作する広報物、応援グッズ及び情報発信内容は、大会当日の観戦・応援に活用することを想定し、後日発注予定の当日イベント運営業務等と連携できる内容とすること。（※発注方法は未定）

2 業務概要

- (1) 業務名称 ツール・ド・九州2026佐賀県開催に係る機運醸成業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和8年11月30日まで
- (3) 履行場所 佐賀県SSP推進局コンベンションチームが指定する場所
- (4) 業務上限額 説明書に記載する契約上限額の範囲内とする。

3 ツール・ド・九州2026について

(1) 概要

ツール・ド・九州は、九州各県を舞台に開催されるUCI公認の国際自転車ロードレースであり、令和5年（2023年）から九州の経済界及び各県の広域プロジェクトとして開催されている。

主催者は、ツール・ド・九州2026実行委員会及び一般社団法人ツール・ド・九州（以下「実行委員会」という。）。

佐賀県では、福岡県との共同開催により、令和8年10月10日に初開催。

(2) 日程・場所等

区分	開催日	開催県
クリテリウム	令和8年10月9日（金）	長崎県（佐世保市）
ステージレース	令和8年10月10日（土）	福岡県、佐賀県（唐津市）
	令和8年10月11日（日）	熊本県、大分県
	令和8年10月12日（月・祝）	宮崎県

(3) レース時間

スタートからフィニッシュまで概ね3時間程度

(4) 公式発表等のスケジュール

令和8年5月末 コース発表

令和8年8月上旬 当日イベント、交通規制の概要を公表

令和8年8月下旬 当日イベント、交通規制の詳細について周知開始

令和8年10月10日～12日 ツール・ド・九州2026開催

※コース案、交通規制の想定時間帯・区間等は、説明会時に提示する。

4 業務内容

本業務は、大会開催に向けた機運醸成及び広報に関する業務を対象とする。

提案にあたっては、事業全体の目的達成に資するよう、各施策の優先順位、費用配分及び実施時期を整理し、費用対効果を意識した内容とすること。

本仕様書において「実施すること」「行うこと」と記載する事項は必須事項とし、「提案できる」「任意提案」と記載する事項は、必要事項を満たした上で提案者の裁量により提案できる任意事項とする。

なお、県が別途制作又は提供するキービジュアル、ロゴ、写真、動画、交通規制素材、実行委員会制作素材等がある場合は、県の指示に従い活用すること。

(1) 広報物の制作・配布

大会開催に向けた認知向上、観戦促進、交通規制周知及び唐津エリアへの関心喚起を目的として、広報物を制作・配布すること。

下記の品目及び数量は目安であり、同等以上の広報効果が見込まれる場合は、媒体変更または数量変更を提案できるものとする。

- ・チラシ A 4両面カラー（時期を分けて内容を変えて2回程度制作）各 5,000 枚程度
- ・ポスター A 2片面カラー 200 枚程度
- ・展示用ポスター B 2片面カラー 20 枚程度
- ・展示用ポスターフレーム 10 点
- ・ロゴ入り風船（色・黄色、手持ち棒付き） 500 個程度

※広報物のデザインは、県が別途指定又は提供するキービジュアル、基本デザイン、ロゴ等と整合を図ること。また、実行委員会その他関係者が定めるロゴ使用ルール、表記ルールに留意すること。

(2) 応援グッズ・ノベルティの企画制作

大会開催前の機運醸成及び大会当日の応援に活用するため、オリジナル応援グッズ及びノベルティを企画・制作すること。応援グッズは、来場者が使用しやすく、会場の一体感創出及び応援機運醸成に資するものとする。

下記の品目及び数量は目安であり、経費配分、配布対象、使用シーンを踏まえ、変更を提案できるものとする。

- ・応援用カウベル（3～3.5 インチ程度、ロゴ等両面印刷） 100 個を基準
- ・カウベル（キーホルダータイプ、ロゴ等両面印刷） 200 個を基準
- ・スティックバルーン（2本1組、文字を含め3色以内を想定） 1,000 組を基準
- ・応援ハリセン（420×297mm、両面カラー印刷） 2,000 枚を基準

※片面を視認性の高い黄色のビジュアルベースとし、もう片面については、当日観戦情報（コース概要、交通規制情報、観戦方法、ライブ配信視聴方法、会場周辺情報等）を印刷する

(3) プロモーション動画の活用及び軽微な編集

県が保有する既存プロモーション動画（1分、15秒×2種類）を活用し、SNS、Web 広告、イベント出展、デジタルサイネージ等で効果的に発信すること。

既存動画について、PLAPLA、パラセーリング、コース発表後の情報、交通規制周知等を追加する必要がある場合は、県と協議の上、テロップ差替え、短尺化、静止画化、縦型動画化等の軽微な編集を行うこと。

新規映像撮影を伴う大規模な動画制作は原則として本業務の必須事項とはしないが、契約上限額内で効果的な範囲において任意提案できるものとする。

動画活用にあたっては、広報物のキービジュアル及び基本デザインを踏まえ、全体の統一感を図ること。

(4) 地元メディア等を活用した PR

大会直前期を中心に、来場促進及び交通規制周知を目的として、テレビ、ラジオ、新聞、Web 広告その他効果的なメディアを活用した PR を実施すること。

効果的なタイミング・手法（媒体選定、出稿時期、出稿回数、掲載内容、想定到達層及び費用配分）を提案すること。

大会本体、コース情報、観戦方法、ライブ配信、交通規制、唐津エリアの関連施策等を時期に応じて整理し、情報過多にならないよう分かりやすく発信すること。

テレビ CM、ラジオ CM、新聞広告等において、実行委員会が制作する交通規制周知素材等がある場合は、県及び実行委員会と調整の上、これを活用すること。

メディア PR の提案にあたっては、媒体費を過大に積み上げるのではなく、限られた予算内で効果が見込める時期・媒体・対象に絞ること。

(5) ラッピングバス等による PR（任意提案）

唐津市内等を走行するラッピングバス、車両広告、交通広告等については任意提案とする。実施する場合は、運行期間、運行エリア、想定接触者、制作費、掲出費、撤去費、費用対効果を明示すること。

なお、固定費が大きい施策であるため、必須事項とはしない。提案する場合は、他の広報施策との優先順位及び契約上限額内での実現性を十分に整理すること。

(6) サイクルイベントの開催

県内のサイクリング団体や地域関係者等と連携し、ツール・ド・九州及びルート・グランブルーへの関心を高める体験型サイクルイベントを実施すること。本業務では安全性及び実施可能性を重視し、主力となる 1 企画を基本とする。

- ・参加人数は 20～30 人程度を目安とし、参加対象、走行距離、難易度、集合場所、行程、参加料の有無を提案すること。
- ・ルート・グランブルー、唐津の景観、食、観光資源等を体感できる内容とすること。
- ・夏季開催となる場合は熱中症対策、少人数グループ編成、伴走体制、救護体制、保険加入等の安全対策を明確にすること。
- ・荒天、熱中症リスクその他安全上支障がある場合は、県と協議のうえ内容変更又は中止できるものとする。
- ・自転車レンタルを必須とはしない。ただし、レンタル実施が効果的と判断する場合は、台数、費用、管理方法及び安全対策を示すこと。
- ・参加料を徴収する場合は、金額設定、徴収方法、収入の取扱いを提案し、県と協議の上決定すること。
- ・サイクルイベントは、参加者数の多さよりも、参加者による SNS 発信、地域資源の体験、事後広報への展開等を重視すること。また、PR を兼ねて自転車インフルエンサーの参加・発信も活用することが望ましい。

(7) イベントへの PR ブース出展

県内で開催されるイベント等に PR ブースを出展し、ツール・ド・九州佐賀県開催の認知向上及び観戦促進を図ること。

出展回数は 2 回を目安とし、ビーチイベント「GrandBlue2026」「Karatsu Drop FESTIVAL」その他本業務の目的に合致するイベントを候補として、県と協議の上決定すること。

(8) 佐賀県特設ホームページの保守管理・運用

既存の佐賀県特設ホームページの保守管理・運用を行うこと。

- ・ 県と打ち合わせのうえ、段階的に関連イベント、交通規制情報等を追加・更新すること。
- ・ 更新期間は契約締結の日から令和8年11月までとする。
- ・ 掲載前には県の確認を受けること
- ・ アクセス状況等を把握し、月次又は業務完了時に報告すること。

(9) SNSでの情報発信

Instagram等のSNSを活用し、佐賀県特設ホームページと一体的に情報発信を行うこと。SNSアカウントの開設、既存アカウントの活用、投稿内容、投稿頻度、運用体制については県と協議の上決定する。

- ・ 投稿頻度は原則として週1回以上を目安とし、コース発表後、関連イベント実施時、交通規制周知期、大会直前期は必要に応じて投稿頻度を高めること。
- ・ 写真、動画、リール、ストーリーズ等の形式を適切に使い分け、初めてロードレースを見る人にも分かりやすい内容とすること。
- ・ コメント、DM等への対応方針は県と協議の上定めること。個別回答が必要な内容については、県へ速やかに共有すること。
- ・ 投稿実績、フォロワー数、リーチ、エンゲージメント等を可能な範囲で整理し、業務完了報告書に記載すること。

(10) 交通規制情報の周知

大会当日の交通規制に関する情報について、実行委員会が実施する周知と整合を図りながら、県独自の広報媒体及び本業務で制作・運用する媒体を活用して広く周知すること。

- ・ 交通規制の周知は、令和8年8月頃から段階的に実施することを想定する。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、Web広告、SNS、特設ホームページ、チラシ、ポスター、リーフレット等の中から、対象者に応じて効果的な手法を提案すること。
- ・ 交通規制の対象地域、時間帯、迂回、駐車場、観戦方法、ライブ配信視聴方法等について、分かりやすく伝えること。
- ・ 実行委員会制作素材について、県及び実行委員会と協議の上、これを活用すること。

※交通規制周知は、単なる広告出稿ではなく、地域住民、事業者、来訪予定者等が事前に行動を調整できるようにするための重要な情報発信であることに留意すること。

※実行委員会においては、テレビCM、ラジオCM、道路看板等での周知を予定している。

(11) 当日イベント運営業務等との連携

本業務とは別に、大会当日の運営、駐車場運営、会場装飾、観戦ポイント運営等に関する業務を県又は関係者が別途発注・実施する場合がある。本業務の受託者は、県の指示に基づき、当該業務の受託者又は関係者と必要な範囲で情報共有を行うこと。

特に、広報物、応援グッズ、交通規制周知、SNS発信、特設ホームページ掲載内容については、大会当日の実施内容と整合を図る必要があるため、県の指示に従い調整に協力すること。

5 委託業務実施体制

(1) 実施体制

委託業務の実施に当たっては、佐賀県と十分協議するとともに、以下の事項を遵守すること。

- ・ 担当者及び責任者を明確にすること。
- ・ 県からの照会に対して速やかに回答できる体制を整えること。
- ・ 広報物制作、SNS運用、広告出稿、イベント出展、交通規制周知等を適切に実施できる人員配置を行うこと。

- ・業務の全部又は主たる部分を第三者に委任又は請け負わせてはならないこと。
- ・主たる部分以外の業務など一部を第三者に委託・請負わせる場合は、事前に佐賀県の承諾を得ること。この場合、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮すること。

(2) 打合せ・報告に関すること

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、以下の事項を遵守すること。

- ・契約締結後速やかに初回打合せを行い、業務実施計画、スケジュール、連絡体制を県へ提出すること。
- ・打合せや報告の形式・頻度については、県の指示に従い適切に対応すること。
- ・広告出稿、印刷、グッズ制作等、納期に影響する業務については、発注前に県の確認を受けること。
- ・業務の進捗、課題、変更が必要な事項については速やかに県へ報告すること。

6 著作権の帰属

(1) 成果品の著作権

本業務委託で新たに制作した成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属する。

- ・成果品例：データ、写真、イラスト、動画、広告原稿、SNS投稿用素材、Web掲載用素材等
- ・県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。
- ・著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないこと。

(2) 第三者素材の利用

利用する場合は、著作権者等と協議し、県が本業務の目的及び大会後の広報等において支障なく利用できるよう、必要な権利処理を行うこと。

(3) 紛争対応

著作権・肖像権等に関して第三者と紛争が発生した場合、直ちにこれを県に報告し、解決は受託者の責任及び費用で行うこと。

7 成果品

業務を完了したときは、以下の内容を含んだ業務完了報告書を県に提出すること。

- ・業務概要
- ・業務の成果（実施内容、制作物、配布実績、広告出稿実績、SNS運用実績、ホームページ更新実績等）
- ・記録写真
- ・制作データ一式（編集可能データ、PDF、画像、動画等。形式は県と協議の上決定する。）
- ・広告出稿・配信実績、SNS分析、ホームページ閲覧状況等、効果把握に資する資料
- ・その他県が必要と認める書類等

8 成果品納入場所

佐賀県SSP推進局 コンベンションチーム

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁 新館6階

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、完了払を基本とし、前金払については関係規定の範囲内で必要に応じ協議する。

10 その他留意事項

(1) 企画・提案に関する事項

- ・本業務の目的を十分に理解した上で、実現性の高い具体的な内容とすること。
- ・提案にあたっては、契約上限額内で確実に履行できる内容とし、必須事項と任意提案の区分、費用配分及び実施体制が分かるよう整理すること。
- ・ロードレースに興味がない人にも伝わる分かりやすい表現とし、佐賀県民、唐津市民及び来訪者が大会に関心を持ち、観戦や応援につながる内容とすること。
- ・唐津エリアの関連施策との連動を意識しつつ、未公表情報又は関係者調整が済んでいない情報の発信は行わないこと。

(2) 業務変動・調整

- ・本業務の内容は、実行委員会によるコース発表、交通規制情報、当日イベント内容、天候その他の事情により変動する可能性がある。必要に応じ、県と受託者の協議により追加、修正、削除することがある。
- ・本業務の実施に係る関係機関との調整、申請、届出等が必要な場合は、県と協議の上、受託者が必要な手続きを行うこと。

(3) 損害・個人情報管理

- ・受託者による会場、備品等の汚損及び損傷、又は第三者への損害は、受託者の責任と費用負担において弁償・賠償すること。
- ・個人情報保護及び情報セキュリティに関し、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。
- ・本業務により取得した個人情報は、県に無断で第三者に提供することはできず、業務で知り得た情報も漏えいしてはならず、業務完了後も同様とすること。

(4) 権利・資料管理

- ・本業務にあたり、第三者のあらゆる権利を侵害してはならない。侵害のおそれがある場合は、受託者の責任で解決すること。
- ・県から貸与・提供された紙又は電子資料は、業務完了後速やかに返却又は県の指示に従って処分すること。

(5) 連携・報告

- ・本業務の遂行にあたっては、県、実行委員会、唐津市、関係団体その他関係者と密に連携すること。
- ・作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- ・当日イベント運営業務等の別業務と連携が必要な場合は、県の指示に従い、必要な情報提供及び調整に協力すること。

(6) 書類保存・仕様書変更

- ・本業務関係書類（支払関係書類を含む。）を業務完了後5年間保存すること。
- ・本仕様書の記載事項に変更が生じた場合は、県と受託者の協議により変更することができる。
- ・本仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定すること。

(7) 保険・事故対応

- ・受託者は、本業務の実施に伴い発生する事故等に備え、必要な損害保険（イベント保険等）に加入すること。
- ・事故が発生した場合は、受託者の責任において誠意をもって対応し、速やかに県へ報告すること。